

議案第179号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料中表の部分を次のように改める。

種 別				金 額				
				午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
				9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
入場料 を徴収 しない 場合	全面 利用	幸 高津 宮前 多摩 麻生	6,300円	7,500円	8,400円	9,600円	28,400円	
		幸						

大 体 育 室	半 面 利 用	高 津 宮 前 多 摩 麻 生	3,150円	3,750円	4,200円	4,800円	14,200円
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	幸 高 津 宮 前 多 摩 麻 生	18,900円	22,600円	25,300円	28,800円	85,400円
小 体 育 室		幸 高 津	3,500円	4,100円	4,600円	5,200円	15,600円
		宮 前 麻 生	2,500円	2,900円	3,300円	3,800円	11,300円
		多 摩	900円	1,100円	1,300円	1,500円	4,400円
第 1 武 道 室		高 津 多 摩 麻 生	900円	1,100円	1,300円	1,500円	4,400円
第 2 武 道 室		高 津 多 摩 麻 生	900円	1,100円	1,300円	1,500円	4,400円
研 修 室		高 津 多 摩	1,600円	1,600円	1,700円	2,100円	6,300円

	麻生					
第1研修室	幸	1,100円	1,200円	1,400円	1,600円	4,900円
	宮前	1,600円	1,600円	1,700円	2,100円	6,300円
第2研修室	幸	800円	900円	1,000円	1,400円	3,800円
	宮前	1,600円	1,600円	1,700円	2,100円	6,300円
第3研修室	幸	1,100円	1,200円	1,400円	1,600円	4,900円
種 別	単 位					金 額
温水プール	多摩	1コース1回2時間まで				3,000円
アーチェリー練習場	多摩	1回2時間まで				900円
野球場	多摩	1回2時間まで				2,500円
テニスコート	多摩	1面1回1時間まで				750円
テニスコート照明施設	多摩	1面1回1時間まで				800円

別表の1施設専用利用料の表備考第3項中「午後」を「午後1、午後2」に改め、同表備考第4項を削る。

別表の2設備専用利用料の表備考第1項を次のように改める。

- 1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。

別表の2設備専用利用料の表備考第2項中「午後」を「午後1、午後2」に、「4時間」を「3時間」に改める。

別表の3個人利用料の表を次のように改める。

3 個人利用料

種 別		金 額			
		午 前	午後 1	午後 2	夜 間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 トレーニング室 第1武道室 第2武道室	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	100円	100円	100円	100円
	20歳以上の者（学生を除く。）	200円	200円	200円	200円
種 別		基本料金		超過料金	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 200円		超過時間30分までごとに 50円	
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 500円		超過時間30分までごとに 125円	

別表の4駐車場利用料中表の部分を次のように改める。

種 別		基本料金	超過料金
普通自動車	高津 麻生	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごとに 150円
	宮前 多摩	1台1時間まで 200円	超過時間30分までごとに 100円
中型自動車 大型自動車	多摩	1台1時間まで 500円	超過時間30分までごとに 250円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表の4駐車場利用料の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

スポーツセンターの利用時間区分を変更すること、高津スポーツセンター、宮前スポーツセンター及び麻生スポーツセンターの駐車場利用料金の上限額を設定すること等のため、この条例を制定するものである。